

稚内市と企業等との包括連携協定締結に  
関するガイドライン

令和5年6月15日  
稚内市

## 本ガイドラインについて

人口減少や少子高齢化が急速に進行する一方、技術革新やグローバル化の一層の進展など、社会経済情勢が刻一刻と変化する中において、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しており、行政に求められる役割はさらに多様化・複雑化し、これまでの方法では対応が難しい課題が生じているのが現状です。

このような状況を踏まえ、稚内市では、行政が抱える課題解決、市民サービス向上、地域活性化を目的に、企業等が有する知見やノウハウを積極的に活用することで、持続可能なまちづくりを進めるとともに、より効果的な市民サービスを提供していくため、「稚内市と企業等との包括連携協定締結に関するガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインに則り包括連携協定を進めることで、このまちで事業を営む企業はもちろんのこと、まちの外から本市の取組を応援していただける企業等、いわば「稚内の応援団」の力を活用させていただくことにより、稚内市全体の活性化に繋がるものと考えています。

### 本ガイドラインにおける用語の定義

#### (1) 企業等

事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外のものをいう。

#### (2) 連携事業

企業等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものは含まない。）として、市と協働で実施する事業をいう。

## 1 包括連携協定のイメージ



- 互いの得意分野の発揮
- 双方が有する人的・物的資源の有効活用

## 2 包括連携協定について

包括連携協定とは、稚内市と企業等が、個別の分野に限定せず、多岐にわたる分野において「包括的」な取り組みを進めていくために締結する協定です。

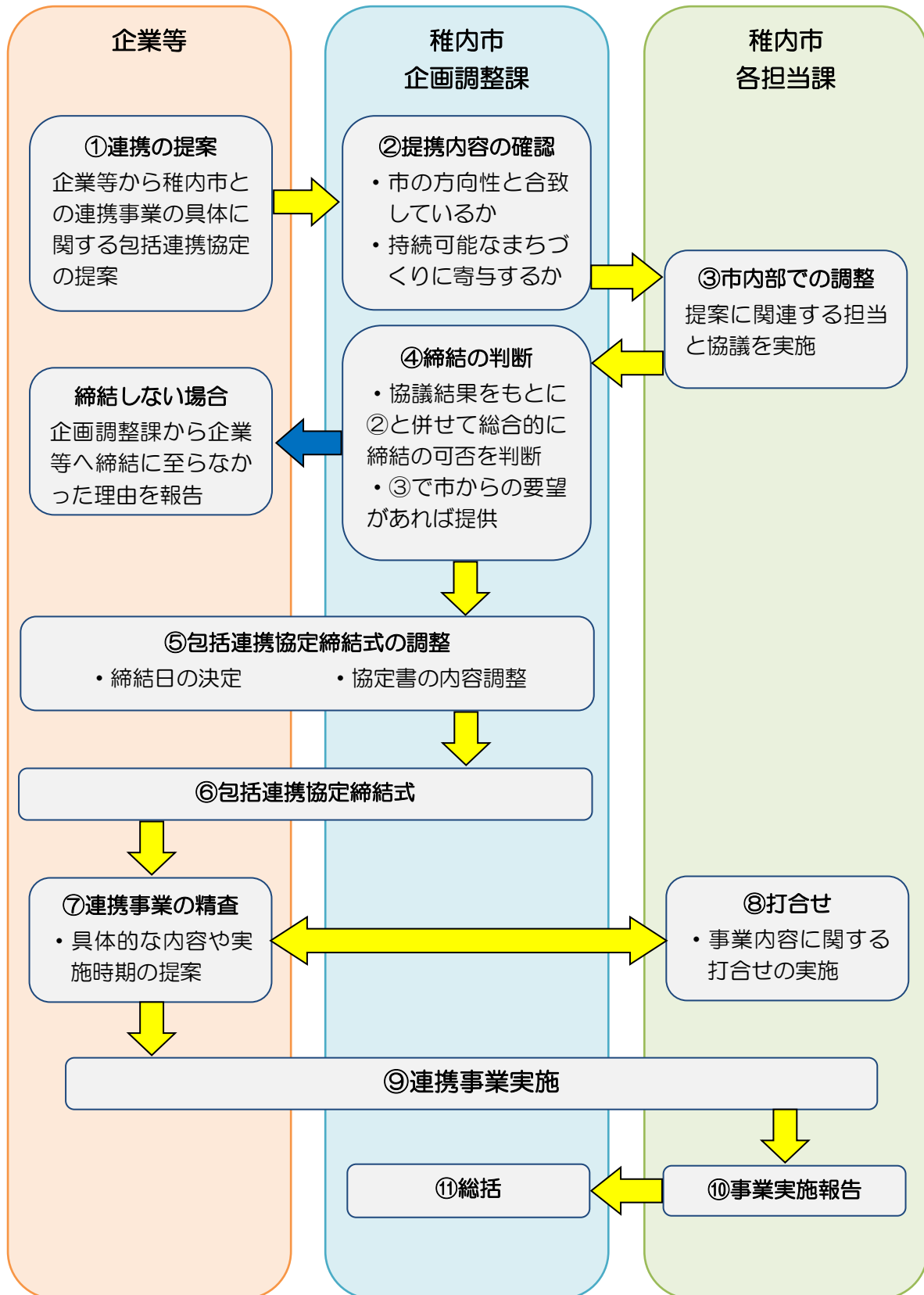
通常の協定は、当該分野と関連のある部署で個別に締結していますが、包括連携協定については、企画調整課が企業等の窓口となり、その事務にあたります。

包括連携協定の締結は、企業等から提案内容を聞き取り、具体的な連携事業について関連する部署と調整後、企画調整課において締結の可否を判断します

(例) 通常の協定 : 災害時相互支援協定  
→担当所管課: 総務防災課

包括連携協定: 稚内市と企業等との複数の分野に関わる連携協定  
→担当所管課: 企画調整課

### 3 包括連携協定締結の流れ



## 4 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の対象とする企業等は、以下のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他稚内市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第7号）第2条第1号及び第4号に該当する団体
- (4) 公租公課を滞納している団体
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- (6) 本市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
- (7) その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体

## 5 連携事業の基準

包括連携協定の対象とする連携事業は、以下のいずれかに該当するものとします。

- (1) 企業等が社会貢献のために実施する事業で、市との連携により市民サービスの向上に寄与するもの
- (2) 企業等の自らの発意により、市との連携及び協働を希望する活動や分野に関するもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

※ 上記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、当該事業を包括連携協定の対象としません。

- (1) 企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
- (2) 企業等の利益誘導のおそれのある事業
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている役務、商品を提供する事業
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- (5) 特定の政党・宗教を支持するための政治的・宗教的教育を目的とする事業
- (6) ギャンブルに係る事業（公共的団体が実施するものを除く。）
- (7) 人権侵害のおそれがあるもの又はこれに類する事業
- (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのある事業
- (9) その他連携事業としてふさわしくない事業

## 6 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに申出がない場合には、当該期間の満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とします。ただし、市又は企業等に特別の事情がある場合は、この限りではありません。

## 7 包括連携協定の解除

以下のいずれかに該当する場合には、包括連携協定を解除することができるものとします。

- (1) 包括連携協定締結の要件を満たさなくなったとき
- (2) 偽りその他不正な手段により連携事業を提案し、又は包括連携協定を締結したとき
- (3) 2年以上事業実績がなく、将来的にも連携の可能性が低いと判断したとき
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき